

# 米子市公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針

平成26年11月14日策定

## 第1 趣旨

この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、鳥取県が定めた鳥取県産材利用推進指針に即して、公共建築物等における木材の利用促進の意義、公共建築物等における鳥取県産材利用の目標、その他木材の利用を推進する上で必要な事項を定める。

## 第2 用語の定義

この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1)「木造化」とは、施設の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、小屋組等）の全て又は一部を木造とすることをいう。
- (2)「木質化」とは、建築物の内装及び外壁等に木材を用いることをいう。
- (3)「鳥取県産材」とは、鳥取県内の森林で育ち伐採された原木を、県内で製材・加工された木材で「鳥取県産材活用協議会」が産地証明した木材をいう。

## 第3 公共建築物等における木材の利用促進の意義

米子市が、公共建築物等において率先して木材を利用することにより、森林の保全と木材の利用の両立を推進するとともに、その効果に関する市民の理解を深める。

### 1 木材の利用促進の意義

木材の需要を拡大することは、森林の適正管理や林業・木材産業など地域経済の活性化につながり、森林が有する多面的機能の持続的発揮と資源循環型社会の形成に役立つ。

また、木材は、木の香りや木目の美しさ、木肌のぬくもりが、快適な住環境の形成に役立つ素材であり、生産・加工時のエネルギー消費が小さく地球温暖化防止への貢献も期待できる。

### 2 公共建築物等における木材の利用促進の効果

公共建築物等は、広く市民一般に利用されるものであり、県や市による率先した木材の利用、あるいは取り組み状況の情報発信により、市民に対して木材の特性、木材利用がもたらす効果を幅広く提供することができる。

また、公共建築物等において木材利用を進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

#### 第4 公共建築物等への木材の利用促進の目標

##### 1 木材の利用を促進すべき公共建築物等

木材の利用を促進すべき具体的な公共建築物等は、本市が整備する以下のような施設等とし、幅広い分野での鳥取県産材の使用を基本とした木材の利用促進に努めるものとする。

(1) 学校教育施設（小・中学校など）、社会教育施設（公民館、図書館など）、社会体育施設（体育館など）、社会福祉施設（保育所など）、文化施設、公営住宅、庁舎などの公共建築物。

(2) 道路、河川、公園、土地改良等の公共土木工事における木造構造物

(3) 備品（事務机、書棚など）、消耗品等

##### 2 木造化を促進する対象としない公共建築物

以下に掲げる場合については、木造化を促進する対象としないものとする。

(1) 災害時の活動拠点室を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるもの。

(2) その他やむを得ない事由により木材の使用が適当でないと認められる場合

#### 第5 施策の具体的方向

以下に掲げるとおり鳥取県産材の使用を基本とした木材の利用促進を図るものとする。

##### (1) 公共建築物

木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物（高さ13m以下かつ軒高9m以下で、延床面積3,000㎡以下の施設）については、木材の使用が適当でないと認められる場合を除いて木造化に努めるものとする。

この場合、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から、有利な場合もあることから、その採用も検討しつつ木造化を促進するものとする。

また、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められている公共建築物であっても、木材の耐火性能等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

なお、木造化が困難な場合においては、内装等の木質化に努めるものとする。

(2) 道路、河川、公園、土地改良等の公共土木工事における木造構造物

本市が行う公共土木工事において、コストや維持管理等を考慮して、可能な範囲で木造構造物を使用し、木材の利用促進に努めるものとする。

(3) 備品、消耗品等

本市が公共建築物に導入する備品、消耗品等は、可能な限り木材を原料とした製品を使用することに努めるものとする。

## 第6 その他の事項

### 1 推進体制

木材の利用を促進する観点から、庁内関係課において情報共有し連絡調整を図る。

また、国、県及び各関係機関と円滑な連絡調整に取り組むとともに、木材の利用促進が果たす意義・効果の普及啓発等を行うものとする。

### 2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備に当っては、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断したうえで、木材の利用に努めるものとする。